

〔学術論文〕

## 1960年代台湾における少年輔育院

The Reform Schools of Taiwan in the 1960s

山田美香<sup>1</sup>

Mika Yamada

要旨：

本論文は1960年代の台湾の少年犯罪に関してどのような施策が展開されたのかを論じるものである。別稿で台湾の日本植民地時代と1950年代の感化教育の連続性・非連続性について論じている。ただ1950年代台湾において感化教育という場合、日本の教護院（現在の児童自立支援施設）とは異なり少年院の性格を有する少年輔育院が感化教育機関として設置される。そのため少年輔育院とは日本植民地時代の感化院（少年教護院）であった成徳学院とは質が異なる施設として誕生した。日本の少年院との違いはそれほどなく、むしろ1960年代に少年輔育院を整備していく過程で、日本の少年院などを参考に、どのような少年司法で少年輔育院に関する法整備をするのか、少年の処遇を行うのが考えられた。

本稿では、台湾における1960年代の少年事件処理法（少年法）原案の議論、そして1960年代各少年輔育院における課題について述べる。

キーワード：少年輔育院、少年事件処理法、少年法原案、感化教育、進徳中学

### はじめに

1960年代、台湾省政府が置かれ公務員住宅が林立している中興新村でも少年犯罪が起こった。1964年3月中興派出所が中興新村の不良少年を逮捕し、各機関の主任秘書が所属の保護者に子女の教育管理を特別強化し責任を尽くすよう会報で知らせた<sup>2</sup>。台湾省政府職員とその家族が大半の住民である地域で少年犯罪が起きるといのは大きな問題とされた。しかし1964年8月、中興新村で不良少年による凶悪殺人事件が起こった。そこで業務会報、集会等で、台湾省政府から子女に対して厳しい管理をすべきだと知らせがあり、随時、学校と共同して注意し、子女の生活状

1. 名古屋市立大学大学院 人間文化研究科 教授

2. 典藏号00508000617、会議番号005080006、主任秘書協調会報記録、第6回、「據中興派出所破獲窃案均為中興新村不良少年所為，請各位主秘在单位会報時轉知所屬对子女教育管束特別加強以尽家長之責」、1964年3月20日。

況を理解し、不良少年としないようにすることになった<sup>3</sup>。

1960年代は少年輔育院、少年監獄がまだ十分ではないとはいえ整備されつつあった時代である。1956年4月から1959年末まで少年輔育院は男女犯罪少年2,846人を収容、感化教育を実施指導した<sup>4</sup>。成績優秀で早く出院した者は1,705人に達し、就業指導は1,576人、進学指導は226人に行い、救済院への転送は23人であった<sup>5</sup>。計画書の95%が実施された<sup>6</sup>。

しかし1954年から少年法の規定が検討されたが、1960年時点では公布されていない。台湾における感化教育は、「刑法に『感化教育』の規定はあるが、もっぱらそれを司る機関がなく<sup>7</sup>、感化教育機関の組織、執行期間、指導監督に関する基準がなかった。少年輔育院組織規程、少年輔育院弁事細則はあったが、少年司法の中核となる日本の少年法に相当する法律の公布・施行は、1960年代の緊迫した課題の一つであった。

1950年代からの少年法、少年事件処理法に関する先行研究では、高橋貞彦が、「我が現行少年法が、アメリカ法制の影響を受け、第二次世界大戦後、謂ゆる新少年法となったのではあったが、これに、さらに、中華民國の国情の影響を受け、『少年事件処理法』と結実したものとの認識をもつにいたった<sup>8</sup>と書いている。しかし、少年事件処理法が戦後日本の少年法の影響を具体的にどのように受けたのかは書いていない。邱錦松は日本植民地時代の台湾の感化院、新竹少年刑務所に触れ、1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』によって1950年代の少年法（少年事件処理法）原案についてもまとめている<sup>9</sup>。李清泉は台湾と日本の少年輔育院条例の比較をした<sup>10</sup>。菊田幸一は、台湾少年事件処理法の紹介のなかで1970年代の感化教育について触れている<sup>11</sup>。

九州少年法研究会は戦前から戦後の台湾の少年司法の紹介、少年事件処理法と日本の少年法を比較している。しかし、「台湾では、少年事件処理法が制定されたにもかかわらず、実際には司

3. 典藏号00508000711、會議番号005080007、主任秘書協調會報記錄、第7回、「召集人主任秘書林杞報告不良少年之形成原因雖多，但最主要為缺乏家庭教育，父母未盡管教之責子女必多不正行為，八月七日中興新村發生不良少年兇殺案即為一例，請各位於庁処業務會報等集會中肯切轉知所屬對子女心嚴加管束，並隨時注意與學校配合，了解子女生活狀況，防止不良少年之產生」，1964年8月26日。

4. 「臨時設立特種教育室納入正式編制」「呈請社会処臨時設立之特殊教育納入正式編制以健全組織加強業務面収政府保護少年之宏効」、發文者台湾省政府社会処、受文者台湾省政府、永久保存、1960年2月6日、档号0049/G012.11/4040/1/001-014。

5. 「臨時設立特種教育室納入正式編制」「呈請社会処臨時設立之特殊教育納入正式編制以健全組織加強業務面収政府保護少年之宏効」、發文者台湾省政府社会処、受文者台湾省政府、永久保存、1960年2月6日、档号0049/G012.11/4040/1/001-014。

6. 「臨時設立特種教育室納入正式編制」「呈請社会処臨時設立之特殊教育納入正式編制以健全組織加強業務面収政府保護少年之宏効」、發文者台湾省政府社会処、受文者台湾省政府、永久保存、1960年2月6日、档号0049/G012.11/4040/1/001-014。

7. 典藏号00507018410 會議序号005070184、主任郭『社会処少年輔導室業務報告 少年感化教育』1961年12月22日、p.1。

8. 高橋貞彦「中華民國台湾省の刑事政策（その二）」近畿大学比較法・政治研究所『比較法政』第13・14号、1978年、p.207。

9. 邱錦松『台湾社会變遷下之青少年法律』国防管理学院法律研究所、2000年修士論文。

10. 李清泉『少年輔育院条例之研究：中日少年輔育院条例之比較研究』高昇、1992年。

11. 菊田幸一「アジアの少年非行（参）中華民國・インド」『法律論叢』54(2・3)、1981年。

法、教育、福祉の間に何らの連携も行われないうままであり、むしろ各機関が独自のシステムを作り上げてきた。少年事件処理法が施行されてから、一一年後の一九七三年に児童福祉法が公布施行され、さらに一六年を経た一九八九年に少年福祉法が公布施行されたことは、その例である<sup>12</sup>と書いているが、少年事件処理法制定には原案に対して、台湾省政府社会処、司法行政部が意見をしている。

本稿では少年法原案から少年事件処理法制定のなかで感化教育についてどのように規定されたのか、少年輔育院の増設・少年の逃亡、特殊学校設立について述べる。

本稿の史料はこれまでほとんど使われていなかった台湾省行政文書を用いた。

## 1. 少年法原案と感化教育

台湾の少年事件処理法における保護処分には、保護者の訓戒・禁戒、感化教育機関の少年輔育院送致（感化教育）、保護観察（保護管束）、訓戒がある。保護観察、訓戒の場合、少年福祉機関、教育機関、慈善団体、少年の直近の親族その他適当な人が教育をする。少年輔育院は少年審判で審判が下されることによって送致される。刑が免除され感化教育の審判が下された場合も少年輔育院に送致される。少年監獄<sup>13</sup>は少年刑事事件として裁判を受け、懲役、禁錮と言渡された少年が入所する。

台湾の少年輔育院は、その初期は少年感化院という名称であったが、1959年に少年輔育院となった。台湾では中国語で「矯正」という言葉はあっても矯正教育機関という言葉はなく、日本の少年院はあくまで感化教育機関として理解されていた。日本における少年院送致は保護処分であるので、保護処分のなかにある感化教育を行う当時の教護院（現在の児童自立支援施設）と少年院を並列に扱ったと考えられる。

司法行政部1954年7月29日第20回司法法規検討整理委員会では委員を指定し、少年法專案小組が成立した<sup>14</sup>。日本の旧少年法の規定、ドイツの少年法院法、アメリカの州の規定などから保護処分を執行する機関は何を設置したらいいのかという議論があった<sup>15</sup>。台湾では少年輔育院は少年感化教育機関だが、少年法原案のなかで、誰が少年感化教育機関（少年輔育院）を管轄するのかで法律作成過程で問題が生じた。

台湾では刑法第86条で感化教育の場所の規定があった。「日本は養護機関（救護院）（ママ）感化機関（少年院）」があることから、台湾でも養護・感化教育機関を分けて設立すべきかが課

12. 九州少年法研究会「台湾少年事件処理法（一九九七年一〇月二九日公布）」九州大学『法政研究』65(2)、1998年、65(2.281)、p.619。

13. 現在は明陽中学・誠正中学が少年監獄に相当する。

14. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.1。

15. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.3。

16. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.3。「養護機関の救護院」とは現在の児童自立支援施設で、以前は教護院と呼んだ感化教育機関である。

題となったが、結局は感化教育機関としては少年輔育院のみが考えられた<sup>16</sup>。

1955年2月18日・19日の会議で、少年司法の中核となる法律の名称は「少年法」で、その範囲は「少年法院の組織、少年事件審理の手続き、少年の保護処分、少年刑事事件の処分」で「犯罪のおそれがある少年を入れず、少年犯の年齢は審理の時7歳以上20歳未満とする」<sup>17</sup>と決まった。保護処分は「1訓戒、2保護観察、3感化院送致」<sup>18</sup>の3種類と定められた。

司法法規検討整理委員会は、1955年6月14日第21回会議、6月21日第22回会議、6月28日第23回会議、8月9日第27回会議で少年法專案小組の決議に検討を加えた。しかし少年法の名称、保護処分の機関は小組の決議によるものと同じであった<sup>19</sup>。

#### ・1955年少年法第一次案

1955年12月30日施行の戡乱時期窃盜犯贓物犯保安処分条例では「本条例が規定する感化教育及び強制工作処分の執行場所は台湾省政府により設立する」という規定があり、組織規程を制定して少年輔育院が設立された。

1955年12月31日、少年法第一次案が完成した。「少年法草案初稿總說明」では、少年法の内容は1. 少年事件を審議する機関組織、2. 審議の順序、3. 保護処分の種類と範囲、4. 刑事処分の制限で、少年犯は7歳以上18歳未満とした<sup>20</sup>。しかし、「刑法第86条及び第92条で感化教育と保護観察があり、合わせて保安処分と称しているがその内容な詳細なものがない」<sup>21</sup>と、保護処分の内容についての規定がなかった。

第一次案では、「感化教育機関での執行期間は満3年で、延長は3年を超えることはできない。また感化教育機関は各自治体が地方の経費で設置し指揮監督をするが、感化教育は司法行政部の監督を受ける」<sup>22</sup>となった。

行政院秘書処は1956年4月30日、第一次案に10点意見をし<sup>23</sup>、1947年3月13日、23日、少年法專案小組は、第3回、第4回会議で行政院秘書処、韓忠謨委員、刑事司の意見を整理した<sup>24</sup>。

少年法第一次案第56条は「保護観察あるいは感化教育処分の執行は満3年までで、悔悛の証拠

17. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.3。

18. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.7。

19. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.11。

20. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.15。

21. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.19。

22. 第56条「保護観察あるいは感化教育処分の執行は満3年で、悔悛の証拠がなければ延長することができる。延長後の執行期間は3年を超えることはできない。」

第57条「少年が保護観察あるいは感化処分の執行前あるいは執行時、すでに満18歳の者は満21歳までの執行で止める。」

第69条「感化教育機関は各省地方行政最高官署が該地区に設置し、その必要な経費は地方歳入費のなかで支払う。」

第70条「感化教育機関は地方行政最高官署の指揮監督を受ける。感化教育の実施に関しては、司法行政部の監督を受ける。その組織は他に法律で定める。」

23. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.40。

24. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定經過及參考資料』p.51。

がない者はこれを延長することができる。ただし延長後の執行期間は3年を超えてはいけない」、第57条は「少年が保護観察あるいは感化教育処分執行を受ける前あるいは執行時、すでに満18歳になっている者の執行は満21歳までとする<sup>25</sup>」というように、感化教育処分の執行期間は3年までと規定された。

それに対して石志泉委員の「少年法草案初稿に対する意見」では、第一次案第56条の「悔悛の証拠がない者」を「継続して執行する必要があると認められる者」にするとした<sup>26</sup>。「少年に対する感化教育は少年法院により感化教育機関に送致しこれを執行する。感化教育機関の組織は別に法律で定める<sup>27</sup>と、第一次案では感化教育機関の組織に関する法律・条文がなかったため新しく文言を加えることを提案した。

#### ・1957年少年法原案

1957年の少年法原案は計5章、84条となった。

原案第59条で「保護観察及び感化教育の執行期間は3年を超えてはいけない。しかし満3年で効果がなく継続して執行する必要があると認められる者は1回延長することができる。その期間は多くて3年を超えてはいけない<sup>28</sup>と「悔悛の証拠がない者」という文言は削除された。

1957年1月30日条例修正で少年輔育院組織規程は撤回され、1957年10月3日「省立少年感化院組織通則草案」が公布された。少年事件処理法がまだ施行日時が明らかではなかったため、少年事件処理法と少年輔育院条例が施行後、省立少年輔育院三院の組織規程は廃止されることになった。

#### ・1960年少年法原案

1960年2月16日、立法院・法院・司法・内政・教育法制四委員会議の審査を経て原案が通過したが、内政部はそのなかで若干なお修正すべき点があったとした。台湾省政府が少年輔育院三院の設置義務があると原案に書くべきだというものであった<sup>29</sup>。

立法院・李煥之委員は1960年3月1日の手紙で、少年法原案が最初の審議を通過し、各委員もだいたい原案を採用するという意見であったと書いている<sup>30</sup>。しかし台湾省政府社会処で議論の対象となったのは、少年感化教育機関は台湾省政府による設置という明文規定がないことと

25. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.35。

26. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』pp.70-71。

27. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.70。

28. 1957年12月司法行政部『少年法草案制定経過及参考資料』p.104。

29. 「函送少年法草案条文及擬請修正条文对照表請查照并理見復案」、発文者台湾省政府社会処、受文者司法行政部次長查良鑑、1960年3月2日発文、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005。

30. 「審査少年事件処理法草案」、発文者台湾省政府社会処、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005、1960年4月16日。

31. 「審査少年事件処理法草案」、発文者台湾省政府社会処、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005、1960年4月16日。

「少年感化教育機構通則」を審議すべきだ<sup>32</sup>ということであった。

また、法律の名称として、立法院は少年法、台湾省政府社会処は少年法廷法、司法行政部は少年法を支持した<sup>32</sup>と書かれている。司法行政部は、「台湾省政府社会処が、本原案には少年保護、犯罪防止の積極的措置がとられていないので、日本が少年法と児童福祉法を制定していることから少年法廷法に法律の名称を修正するというが、日本を調査すると少年法と称している」ことから「原案の内容は少年法院の組織だけではないので少年法という名称が適切だ」としている<sup>33</sup>。

1960年4月26日内政部「少年法草案修正条文研議意見対照表」をみると、1960年における原案第52条で「少年に対する感化教育は少年法院により感化教育機関に送致し、これを執行する。感化教育機関の組織については別に法律で定める」という1957年の石志泉の意見が採られている。一方、台湾省政府社会処は「感化教育機関は台湾省政府により設置する」という文言を原案の条文の次に加えるよう意見する。しかし司法行政部は、少年法で感化教育機関は台湾省政府の設置と定めるとい台湾省政府社会処の意見ではなく、国家機関として感化教育機関を考えたいため原案通り、「感化教育機関は省政府により設置する」という文言を入れないことに賛成した。

少年感化教育を調査すると以前から社会福祉と関係がある。しかし、感化処分の執行は刑事政策の範囲に属し、感化教育機関に関しては世界各国政府による設置あるいは私人によって行われている。日本の少年法が定める感化教育執行機関は少年院で、他に中央立法の「少年院法」該法第三条では「少年院は国立機関で、法務大臣がこれを管理する。法務大臣は少年院に対して指導監督考査の責任を負う」と定められている。もともと建議する感化教育機関と称するところはひとしく福祉行政機関の指揮、監督を受けている。おそらく日本の児童福祉法が定める「教護院」等の機関を指している。わが国の目前の状況で感化院は省政府による設置といっても、しかし予算経費の問題で一時的措置としているものなので、将来的は制度を重んじるべきなので本条文は原案の規定でよい<sup>34</sup>。

中央の行政官庁で少年輔育院を管轄することについては、少年輔育院が設立された1950年代には法規定はなかった。それゆえこの原案には、司法行政部が、司法に関する部分は司法行政部、実質的な執行は内政部社会処というように条文を訂正すべきだとした。

32. 「検発司法行政部対少年法草案修正条文研議意見対照表」、発文者内政部、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005、發文1960年4月26日。

33. 「検発司法行政部対少年法草案修正条文研議意見対照表」、発文者内政部、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005、發文1960年4月26日。

34. 「検発司法行政部少年法草案修正条文研議意見対照表」、発文者内政部、永久保存、档号0049/G073.6/9020.5/1/001-005、1960年4月26日。

・1962年少年事件処理法公布

1955年の少年法第一次案から台湾省社会処、司法行政部等により原案の条文が訂正され、1962年1月少年事件処理法が公布され、1971年7月施行された<sup>35</sup>。第52条「少年の感化教育を執行するときは、法院少年部は、その非行の性質及び教育の程度に応じて少年を分類し、適当な感化教育機関としてこれを執行させるものとする」、第2項「感化教育機関の組織については、別に法律で定める」<sup>36</sup>と規定された。第54条で「少年に対する保護観察または感化教育の執行は、実施の時すでに18歳に達しており、あるいはその執行中に満18歳に達した場合には、満21歳に達するまでにこれを継続することができる」<sup>37</sup>と定められた。

1968年7月22日、第127回台湾省政府合署弁公各单位首長会議では、総裁が第379回常会で「桃園、彰化、高雄の少年輔育院は台湾省政府が責任を負い統括弁理、改進する」<sup>38</sup>と述べたことが改めて言われたが、台湾省政府としては少年輔育院の監督責任を負うことが考えられていた。

・少年福利法（少年福祉法）

1960年2月台湾内政部社会福利法規分組「少年福利法草案」では、第13条で「下列の少年は資質、性格、言行、家庭状況、社会環境等を調査して県市局長に観護を願う。1. 不良行為があるがその状況が軽微な者、2. 法院により保護観察と定められた者、3. 少年感化教育機関退院あるいは仮退院した者、4. 少年監獄を釈放あるいは仮釈放された者」<sup>39</sup>と規定されている。第31条で「省縣市（局）で少年教護院を設置する。単独で設置できない場合聯合で設置する。必要があれば省で設置をする」<sup>40</sup>と、省縣市で少年教護院を設置するとしている。

原案の説明では「少年教護の措置は犯罪少年、く犯少年の收容感化を包括するものである。各

- 
35. 九州少年法研究会「台湾少年事件処理法(一九九七年一〇月二九日公布)」九州大学『法政研究』65(2)、1998年、p.65。しかし菊田幸一は、1967年8月1日、1971年5月14日、1976年2月12日改正施行となっている(菊田幸一「アジアの少年非行(参) 中華民国・インド」『法律論叢』54(2・3)、1981年、pp.97-129)、第87条で1971年7月1日から施行すると書かれているが、第2項で「この法律の改正条文は、公布した日から施行する」と明記しているため、菊地は改正公布があった日から施行したという意味で書いている。
36. 九州少年法研究会「台湾少年事件処理法(一九九七年一〇月二九日公布)」九州大学『法政研究』65(2)、1998年、65(2.281)、p.661。菊田幸一「アジアの少年非行(参) 中華民国・インド」『法律論叢』54(2・3)、1981年、p.121。
37. 九州少年法研究会「台湾少年事件処理法(一九九七年一〇月二九日公布)」九州大学『法政研究』65(2)、1998年、65(2.281)661。
38. 典藏号00502012702、會議番号005020127、首長會議、第127回、省主席黄杰指示、中常会第393回會議、第五組報告「關於少年犯罪問題之处理方案」、1968年7月22日。
39. 「据本処特殊教育室主任童 森報告略以渠於善一代表出席内政部社会福利法規分組會議審查少年福利法草案」、発文者台湾省政府社会処、受文者李鴻音・劉脩如、永久保存、档号0049/G073.6/9020/1//001-006、1960年2月11日。
40. 「据本処特殊教育室主任童 森報告略以渠於善一代表出席内政部社会福利法規分組會議審查少年福利法草案」、発文者台湾省政府社会処、受文者李鴻音・劉脩如、永久保存、档号0049/G073.6/9020/1//001-006、1960年2月11日。
41. 少年養護施設というのは、児童養護施設のことである。「据本処特殊教育室主任童 森報告略以渠於善一代表出席内政部社会福利法規分組會議審查少年福利法草案」、発文者台湾省政府社会処、受文者李鴻音・劉脩如、永久保存、档号0049/G073.6/9020/1//001-006、1960年2月11日。

国の先例を参照すると日本の少年教護院と少年養護院（ママ）、イギリス、西ドイツ、アメリカの若干の州の少年感化機関に関する事柄は少年福利法に入っている<sup>41</sup>と述べている。

1960年3月3日社会福利法規組第15回分組会議では、李鵬音委員が、少年福利法の立法の要旨として、「第一に少年法原案と密接に考えるべきだ、第二に問題少年と犯罪少年の予防と管理教育措置を主体とすべきだ、第三に今日の台湾省政府社会処主管の特殊教育を合法化することを目標とする<sup>42</sup>と述べた。

1960年9月17日少年福利法原案第1条では「国家が少年の心身の健全な発達を維持し、問題少年の不良行為を矯正するため、特に本法を制定する」とし、第19条で「少年教護機関は、省政府、県市政府、私人により設置するが、組織については別に法律で定める」とした<sup>43</sup>。

しかし少年教護機関に相当する施設は、現在でも省政府、県市政府により設置されたものはない。1960年少年福利法原案には、1961年10月、11月に省立彰化少年輔育院、省立高雄少年輔育院院長から参考意見が提出されている。

その後、1989年1月23日少年福利法は公布施行されたが、第1章は「少年の福祉の増進、健全な少年の心身の発達、父母及び観護人の少年に対する責任感を高めるため、特に本法を定める」と1960年原案の「問題少年の不良行為を矯正するため」という文言はなくなっている。社会福利法は、問題少年の不良行為を中心にしたものではなくなった。

#### ・1968年台湾省少年感化教育実施弁法案

台湾省社会処は、省法規整理計画に従い、「台湾省少年感化教育実施弁法案」を提案した。1964年10月、台湾省法規整理第87回会議で修正通過した<sup>44</sup>。1956年少年輔育院で感化教育が行われ、台湾省少年感化教育弁法綱要、少年輔育院学生出院審査要点など22の法規規章が前後異なる時期に定められた。法規規章が重複していたため台湾省軍行法規制定弁法の規定により整理する必要があった<sup>45</sup>。

1968年4月、行政院は、台湾省少年感化教育実施弁法案について、「既に公布されている戡乱時期窃盜犯贓物犯保安処分条例、保安処分執行法（1963年7月3日公布、1964年8月1日台湾省施行、1967年10月4日台湾地区施行）、感化教育累進処遇規程、公布されたがまだ施行されていない

42. 1960年3月3日李鵬音「少年福利法草案審查意見」、「查本処前弁少年福利法草案業經填密整理並已分別函送立法院内政教育司法法制四委员会台集委員請於複審少年事件处理法草案時參考在案茲檢送該少年福利法草案」、發文者台湾省政府社会処、永久保存、档号0049/G073.6/9020/1/001-006。

43. 「為檢呈少年福利法草案原条文及擬請修正条文对照表」、發文者台湾省政府、受文者行政院、1960年11月30日、永久保存、档号0049/G073.6/9020/1/001-006。

44. 典藏号00501081724會議番号005010817、省府委员会議、第817回、「社会庁簽為新制定台湾省少年感化教育實施弁法一種請提府會討論案」1964年10月5日。

45. 典藏号00501081724會議番号005010817、省府委员会議、第817回、「社会庁簽為新制定台湾省少年感化教育實施弁法一種請提府會討論案」1964年10月5日。

46. 「為台湾省政府呈復該省少年感化教育實施弁法一案」發文者行政院、1968年4月5日發文、永久保存、档号0057/G073.6/7/1/001-008。



い少年事件処理法、少年輔育院条例と抵触するかを考慮すべきである」<sup>46</sup>と述べた。

1968年暫定的に施行された台湾省少年感化教育実施弁法第2条では、「感化教育の実施は台湾省立少年輔育院で責任を持って行う」<sup>47</sup>と感化教育は台湾省立少年輔育院で行うことが明記された。その後、少年輔育院条例規定（1967年8月28日総統公布、1971年11月1日施行）により少年輔育院教育実施弁法（1973年3月14日公布、1996年7月17日廃止）施行前<sup>48</sup>、台湾省少年感化教育実施弁法が施行された。

以上のように、戦後台湾では少年事件処理法を公布施行する前に、日本植民地時代からの少年刑務所に加え3か所の少年輔育院で感化教育を行っていた。しかし少年法原案が、すでにある戡乱時期窃盜犯贓物犯保安処分条例、原案が作成されていた少年福利法と抵触しないようにどのように整合し少年司法を作るのが大きな課題であった。感化教育に関しては、感化教育累進処遇規程、少年事件処理法、少年輔育院条例などが現行法制と抵触しないように法案が考えられていった。

1954年少年法專案小組の議論では、感化院の理解は日本の少年院というイメージであったが、少年院は日本では矯正教育機関であり、1960年当時は教護院が感化教育機関に相当した。日本植民地時代、台湾では少年刑務所と感化院（少年教護院）のみで、保護処分によって少年が送致される少年院が設立されなかったため、1960年前後も感化教育機関と少年矯正機関との区別がなかったのかもしれない。しかし現在台湾では少年監獄（明陽中学、誠正中学）においても感化教育という言葉が使われている。

## 2. 少年輔育院の問題

1960年になると収容少年の増加から少年輔育院の増設が提案される<sup>49</sup>。台湾省政府社会処特別教育室主任董森は省立高雄少年輔育院の視導において「収容少年は527人に達し、在院は391人で現在の院舎、クラスの設備は不足している」<sup>50</sup>と述べている。社会処は、台東、宜蘭、花蓮の東部の少年犯が北部、中部、南部の少年輔育院に長い道を送られてくるので、司法機関は迅速に改善しないといけないと提案した<sup>51</sup>。

47. 「為檢送本省少年感化教育實施弁法請察照參考」發文者台湾省政府社会処、受文者行政院青年輔導會、1968年11月26日、永久保存、档号0057/G073.6/7/1/001-008。

48. 「為令發少年感化教育法規彙編希檢収由」發文者台湾省政府社会処、受文者省立各少年輔育院、琉球勵進班、1968年11月29日、永久保存、档号0057/G073.6/7/1/001-008。

49. 典藏号00501090607、會議番号005010906、省府委員會議、第906回、「社会処簽為奉令經画増設少年輔育院一案請提府會討論案」、1966年12月12日。

50. 「為拋該院學生人數衆多請予擴建院舎一案」發文者台湾省政府社会処、受文者台湾省立高雄少年輔育院、永久保存、1960年6月20日提出、档号0049/G017.1/9060.2/1/001-020。

51. 典藏号00501090607、會議番号005010906、省府委員會議、第906回、「社会処簽為奉令經画増設少年輔育院一案請提府會討論案」、1966年12月12日。

このほか台湾ならではの、台風などの自然災害による修築などの経費が必要とされた。「澎湖救済院、台湾省立習芸所、彰化少年輔育院1961年度の業務費の追加減予算一案で、社会処は桃園・彰化・高雄少年輔育院など7機関が台風の影響、風災を何度か受けて公舎を修復する」<sup>52</sup>必要を要請した。

1963年、少年輔育院の少年が逃亡する事件が起こった。そのため台湾省政府社会処は、第224回業務会で「各少年輔育院逃亡防止弁法一案」の建議を決定事項とすることにサインした<sup>53</sup>。

台湾省政府社会処は司法行政部、台湾高等法院と彰化少年輔育院が脱走をいかに処理するのか、今後「逃亡防止弁法」をいかに定めるのかを相談した。彰化少年輔育院から逃亡した少年は5人で、警察が台中地方檢察処に送り法的に処理をした<sup>54</sup>。逃亡者がいたがすぐに警察に逮捕され檢察に送致されたわけだが、この事件を受け、逃亡犯や犯罪性が高い少年向けのクラスを設立することが提案された。

「台湾省立各少年輔育院防止学生脱走設立管訓分班計画草案」は次のものである。

#### 1. 目的

各省立少年輔育院の犯罪性が高い少年が、その他の在院少年の状況に影響を与え、社会の治安に危害を与えることを防止する。

#### 2. 設立場所

台湾省政府社会処、行政司令部の同意を得て相当の場所に30-50人用の房舎設備を借りてクラスを分ける<sup>55</sup>。

脱走する少年は主に1964年設置された離島にある小琉球勵志班に送致されたがその収容人数も十分ではなかった。小琉球勵志班では、1クラスが小さく、収容者はわずか30人ですでに定員を超えており、各院から転送される少年が多く、頑劣で、脱走、再犯も常時で、管理教育が大変困難であったという。1966年12月12日「少年輔育院増設」の提案では、綠島に少年輔育院を増設し、問題性が高い少年犯を収容するとも示された<sup>56</sup>。1969年、小琉球勵志班の収容を40人から200人に拡大し、累犯感化班を増設することが提案された<sup>57</sup>。監獄島と呼ばれた綠島や台東に少年輔育院

52. 典藏号00501067008、會議番号005010670、委員會議、第670回、提案單位主計処、「主計処簽為社会処請弁裡澎湖救済院、台湾省立習芸所及彰化少年輔育院五十年業務費追加減預算一案，請核提府會討論案」、1961年3月7日。

53. 典藏号00501077505、會議番号005010775、委員會議、第775回、「社会処簽為奉第224次業務會報決定事項研擬防止各少年輔育院學生逃脫弁法一案，請提府會討論案」、1963年7月19日。

54. 典藏号00501077505、會議番号005010775、委員會議、第775回、「社会処簽為奉第224次業務會報決定事項研擬防止各少年輔育院學生逃脫弁法一案，請提府會討論案」、1963年7月19日。

55. 典藏号00501077505、會議番号005010775、委員會議、第775回、「社会処簽為奉第224次業務會報決定事項研擬防止各少年輔育院學生逃脫弁法一案，請提府會討論案」、1963年7月19日。

56. 典藏号00501090607、會議番号005010906、省府委員會議、第906回、「社会処簽為奉令經画増設少年輔育院一案請提府會討論案」、1966年12月12日。

57. 典藏号00502016819、會議番号005020168、首長會議、第168回、經濟建設動員委員會副主任委員朱致一提案「小琉球少年勵志班僅可收容40人，希擴大至可收容200人、累犯感化班亦請於小琉球増設」、1969年9月1日。

を開設することも提案された<sup>58</sup>。1970年、社会処は「省立各少年輔育院で問題性が高い少年を小琉球に移送し、その雑用費を該経費の余りから支出する<sup>59</sup>」とした。

収容人数も定員を超えるなか、さらに問題となったのは少年院の食堂、浴室もない設備でもあった。

「感化教育は犯罪少年の気質を改善し、生活教育が極めて重要である。学生が露天で食事をし、沐浴するのは問題があるだけでなく、少年の自尊心に影響を与える。教育効果を減少させるので、学生の情操を高め、その健康を維持するため、各院で浴室を建てることは容認されるべきだ<sup>60</sup>」。

ただでさえ「高雄少年輔育院は年齢を超えた学生が多く（想定14歳以上18歳未満）院に残り弱い者をいじめ、大きい者が小さい者をいじめ、他の少年に悪性が伝播することが多く、教育管理が困難に感じる<sup>61</sup>」という殺気立った場所であったので、設備の充実が少年の教育にはプラスとされた。

このように問題性が高い少年の増加から少年輔育院の相対的な収容人員増加が絶えず提案される状況であった。

また少年輔育院と外部機関との連携は、「中央警官学校が犯罪予防学科を設置し、台湾省政府が支援する。各少年輔育院・省立進徳中学が該科教授と連携し、該院業務あるいはケースに利益があることを望む<sup>62</sup>」というように中央警官学校教員が学術的に少年犯罪予防で連携をすることが言われた。少年輔育院内部ではなく関連団体との連携も叫ばれ、この時期は各官公庁の連携と外部の教育研究機関との連携も見られた。

### 3. 特殊学校（省立進徳中学）の設立構想

1960年代、特殊学校で問題がある少年に対する処遇を行ったらどうかという議論があった。黄杰台湾省主席は、問題のある青少年が正しい道に行くよう集中して教育を受けることに希望を持つ

58. 典蔵号00502017009、会議番号005020170、首長会議、第170回、社会処処長邱創煥提案「警備總部於上週召集會議洽商有關少年輔育院增設問題，初步決定原設於小琉球少年勵志班遷設綠島，並擴大收容名額」、1969年9月15日。

59. 典蔵号00502021613、会議番号005020216、首長会議、第216回、社会処処長邱創煥報告(四)「謹將省立各少年輔育院惡性深重學生移送小琉球案經過情形及所付旅雜用費，報請鈞裁案」、1970年10月19日。

60. 典蔵号00501093508、会議番号005010935、首長会議、第101回、「社会処処長傅雲報告：查省立各少年輔育院因均無飯厅、浴室設置，影響學生身心健康，經監察院、最高法院檢察處等各方一再建議改進，並經府會決議准予興建，所需經費120萬元，擬請准在省預備金項下撥款興建，以應急需。黃杰省主席批示：可先在該處年度結余項下支，如有不敷，准予追加預算弁理」、1968年1月8日。

61. 典蔵号00501093508、会議番号005010935、首長会議、第101回、「社会処処長傅雲報告：查省立各少年輔育院因均無飯厅、浴室設置，影響學生身心健康，經監察院、最高法院檢察處等各方一再建議改進，並經府會決議准予興建，所需經費120萬元，擬請准在省預備金項下撥款興建，以應急需。黃杰省主席批示：可先在該處年度結余項下支，如有不敷，准予追加預算弁理」、1968年1月8日。

62. 典蔵号00502007916、会議番号005020079、首長会議、第79回、主席指示、「黃杰主席：中央警官學校學弁預防犯罪學系，省府亦極願予以支援，希各少年輔育院，省立進徳中學多與該系教授取得聯繫，俾對該院校業務或個案均有所裨益」、1967年5月22日。

ていた<sup>63</sup>。1964年特殊学校の進徳中学設立がなされた。1962年台湾の国民小中学9年義務教育の実施に対応するため中学（高校も附設）を開設し、問題行動がある少年の教育を受ける権利を保障した。ただ少年輔育院の収容人員増加と特殊学校設立は台湾省政府の財政問題がからみ、大きな議論となった。

特殊学校設置校務委員会は、省教育庁、刑政庁、社会処、警務処、衛生処、青年救国団、高等法院、警備総部等の各機関で組織された。1963年5月「籌弁特種学校方案」<sup>64</sup>によると、学校設立へのプロセスは次のとおりである。

1962年12月17日第743回会議決議では「少年犯の問題解決」が決議され、その後、保安処長、警務処長が提案をし、專案小組の提案を受けて1963年1月12日第1回会議で「特殊学校創設に一致賛同し、專案小組の下に作業小組を設け、原案に修正補充を加える」<sup>65</sup>とした。

作業小組には台湾省政府教育、財政、社会、医務、主計、人事、法制等の人員が派遣された。

1963年3月22日に黄杰主席が「省費節約のため、彰化少年輔育院を桃園・高雄少年輔育院に合併し、特殊学校がその廃址を使用する」<sup>66</sup>と述べ、社会処、教育処等の実地観察のあと、4月20日第3回作業小組会議で「併院改校」計画が出された。しかし、5月18日專案小組第3回会議で、一致して「単純建校」が認められた<sup>67</sup>。「併院改称」はすでにある少年輔育院などの施設の一部を用いて新学校を設立するもので、「単純建校」は新しく学校建設に取りかかる案である。特殊学校設立は問題がある生徒を指導するためのものだが、会議においてその設立趣旨は賛成されたが、いかにコストを抑え設立するののかに対して多くの案が出された。

会議では特殊学校は「台湾省政治上新しいだけでなく、わが国初のものである」<sup>68</sup>との自負も垣間見られたが、しかし学校設置に賛成しても経費の問題にだけは意見が分かれた。「各提案が出されるが経費投入が少なければその分教育効果が問題視されたり、一方で多くの経費が必要とする案では資金繰りに時間がかかるため、経費に関してはどの案も一長一短の感があった」<sup>69</sup>。

一方、設立場所は彰化少年輔育院にという案があったが、実際の委員の大多数の意見としては、「台北付近郊外に設立するのがいい。交通の便、専門家・学者にも便がよく、教育機関との連携、

63. 梅佑義老師「白沙口述歴史」沈家康整理『白沙歴史地理学報』巻1、2006年4月、p.222。

64. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

65. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

66. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

67. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

68. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

69. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

生徒の就学、生徒を隔離する必要がないこと、生徒が有益な活動に参加可能<sup>70</sup>などの理由から、随時監督するのに便利であるので、台湾省政府付近という主張もみられた。

特殊学校設立計画草案の主旨には「不良少年及び問題行動がある生徒のよくない習性を矯正するため中等学校1校を設置する。適当な教育を施し、過ちを改善し気質を変化し、不良の習慣を改正し、良好な品徳を養成し、国家の健全な国民とする<sup>71</sup>とあり、それに適した場所（環境が静かで防空疎散の設備がある地域で、付近に工場、よくない場所がない）を選ぶとあった。

また「1クラスあたりの生徒数は36人を超えないことを原則とし、管理教育を実施する。第1年は12クラスを設置、中学・高校各2クラスで、以後、実際の必要に応じてクラスを増加する<sup>72</sup>など当初は規模が小さいものの、少年犯罪が多発するなかで徐々にクラスを増加することが明記された。教育部の「中学規程」規定の入学資格を持ち、1. 学校と家庭で管理教育ができないと認められた生徒、2. 治安機関が調査し犯罪のおそれがある不良少年が審査で合格して初めて入学できた<sup>73</sup>。

入学の申請は、公私立中学、保護者、治安機関が行い、入学には生徒の保護者の同意を得ることが原則必要で、審査は特殊学校が行うものであった。修業年限は、中学・高校は各3年で、満期で学業操行成績が合格した者には卒業証書を出し、成績が不合格の者は修業年限延長を斟酌できるとした。修学期間に品行・学業成績優秀な者は転学の必要があれば公私立中学に転学の申請ができた。普通教室12、小型教師研究室24、特別教室、図書館などの設備を持つ予定であった<sup>74</sup>。

1964年、たばこ・酒公売局が工場を建てなかったためその場所に進徳中学が設立された<sup>75</sup>。彰化師範大学前身の教育学院があった場所である<sup>76</sup>。予算については、1964年、財政局が1965年酒・たばこ公売局の利益の1,225万円を進徳中学の予算に追加する案を出した<sup>77</sup>。

少年輔育院に相当する学校であるため途中で寄宿制とした<sup>78</sup>が、少年法院で決定後送致される少年輔育院とは違い、あくまで犯罪予防として問題行動がある生徒対象とした学校であった。

特殊学校は少年輔育院のように生徒と共同生活をする導師制度を実施し、1人の指導する生徒

70. 典蔵号 00501077008、会議番号005010770、省府委員会議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

71. 典蔵号 00501077008、会議番号005010770、省府委員会議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

72. 典蔵号 00501077008、会議番号005010770、省府委員会議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

73. 典蔵号 00501077008、会議番号005010770、省府委員会議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

74. 典蔵号 00501077008、会議番号005010770、省府委員会議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」1963年5月24日。

75. 梅佑義老師「白沙口述歴史」沈家康整理『白沙歴史地理学報』巻1、2006年4月、p.222。

76. 梅佑義老師「白沙口述歴史」沈家康整理『白沙歴史地理学報』巻1、2006年4月、p.222。

77. 典蔵号00501082111、会議番号005010821、省府委員会議、第821回、「財政庁簽據 酒公買局呈為五十四年度中央核定公売利益應 省庫數較省核定案多出1225萬元請作為追加進徳中学予算財源全數澆選該局一案請補提府會討論案」1964年11月9日。

78. 梅佑義老師「白沙口述歴史」沈家康整理『白沙歴史地理学報』巻1、2006年4月、p.222。

は12人を超えないことを原則とした。一般学校より教師一人あたりの生徒数を少なくしようとした。軍事教育も取り入れられた。しかし、「本校の訓導方法は生徒を励ますことを重んじ、生徒の自動、自発、自治をさせる」<sup>79</sup>というように管理教育の強化より生徒の自発性を重んじる教育が求められた。しかし梅佑義によると、「この学校の設立の意図はいいが、教育上厳格な管理を採用したのは惜しいことだ。生徒は人格を尊重されず、教育・学習上も予期した効果が得られなかった」<sup>80</sup>という。

一方、特殊学校の専門性から、教職員に十分に少年を教育ができる者が選抜されようとした。教職員は、「台湾省中等学校教職員聘用弁法」の規定の資格以外に、かつて大学、独立学院で特殊教育の専門で心理学・教育学・社会学・心理衛生・訓導原理課程を学び、教育の仕事に何年か従事した経験豊富な者に限る<sup>81</sup>とした。

1960年代少年輔育院の導師の仕事は大変「辛苦」なものであり、そのための手当を支給することが書かれているがそれは特殊学校も同様であった。「本校教員には一般中学教員の給料の他、指導費を加える。その理由は生徒と共同生活で、外で別の職を兼ねることができず、また本当に大変な仕事であるので、生活を維持し安心して仕事ができるようにして教育効果を上げる」<sup>82</sup>ためであり、生徒の指導の質の向上のため導師の所得を保障することが言われた。

進徳中学として設立されたのち、指導費が標準より高いということに審計処が同意しなかったが、教育庁長が学校の状況は特殊で教師は大変で指導費がかかると言っている<sup>83</sup>。

1967年進徳中学校長から、普通中学生のように勉強し大学入試を受ける者も少ないので、技術で生活するため総合中学に改め職業教育クラス・専科クラスを増加し、生徒が専門的訓練を受け生活する基礎とすることが建議された<sup>84</sup>。

しかし1967年、生徒8人が不名誉な事件を起こし、彰化県議会では台湾省政府に彰化県から学校を移す議案を提出した。学校は罪を何度も犯す生徒を収容しないので今後類似の事件が発生しないようにするとした<sup>85</sup>。「犯罪の嫌疑がある生徒は法院に移送する」「職業学校に改める。生徒

79. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」、1963年5月24日。

80. 梅佑義老師「白沙口述歷史」沈家康整理『白沙歷史地理學報』卷1、2006年4月、p.222。

81. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」、1963年5月24日。

82. 典藏号 00501077008、会議番号005010770、省府委員會議、第770回、「為研擬籌弁特種学校方案，謹提請討論公決由」、1963年5月24日。

83. 典藏番号00502000806、会議番号005020008、首長會議、第8回、「教育庁長潘振球：進徳中学輔導費案，標準稍高，審計処不同意，該校情形特殊教師辛苦，仍請主計処協調設法核准」、1965年7月26日。

84. 典藏号00502007711、会議番号005020077、首長會議、第77回、提案黃主席、「黃杰主席：省立進徳中学校長陳震報告：該校目前所遭遇之難題，因係普通中学，學生又多不能潛心學業，致卒業後參加聯考既少希望，而仍無一技之長可以謀生，均覺前途渺茫，影響施教至鉅，要求改為綜合性中学，增加職業教育班次及專科，使學生能接受專業訓練，以為謀生之基礎。此一建議頗值重視，希教育庁速加研究」、1967年4月24日。

85. 典藏号00502007917、会議番号005020079、首長會議、第79回、提案黃主席、「黃杰主席：省立進徳中学學生8人於五月九日發生極不名譽事端，甚至彰化縣議會提出請省府將該校遷離該縣之議案，足見地方人士對此一事件不滿至何種程度，該校不得收容曾犯罪有案之學生，今後務必嚴格執行，教官及駐衛警不盡職責者，教育庁及警務処應即查明撤換，務使今後不得再有類似事實發生」1967年5月22日。

は最初軍事学校のような厳格な入隊教育を受けた後、各科に分かれて職業訓練を受ける。悪いことを反省しない者は法院に移送する』<sup>86</sup>という意見も出された。

1967年、進徳中学は創立3年を超え、技術を学び社会で生活できるよう、また国民義務教育方案と併せ1968学年から職業学校と改め、実験班を附設することにした<sup>87</sup>。

しかし1968年7月、台湾省主席が進徳中学を教師研修センターあるいは教育学院にすることを指示し<sup>88</sup>、1969年進徳中学は省立進徳実験センターとなった<sup>89</sup>。

## おわりに

台湾の少年司法は1960年代にほぼ現在の型が完成した。しかし1960年代は、1950年代に設立された少年輔育院運営上の問題と収容少年の管理教育上の問題が噴き出した時期でもある。少年輔育院の増設が言われ、離島に少年院を設立する案が出されるなど多くの改革への提言が出されるが、しかし台湾省政府財政の不足もあり新しい試みがとん挫した時期でもある。

日本植民地時代は内地の少年犯罪対策をモデルに政策が展開されたが、少年司法体系はなく、ただ総督府が内地を模した対応をとるだけであった。1950年代は日本植民地時代の新竹少年刑務所を臨時少年感化院とするなど、特に設備面で植民地時代の遺産が活用された。1962年少年犯の処遇に関する少年事件処理法が公布された。台湾は自前の少年司法を構築したが、そのよき見本となったのは戦後日本、イギリス、アメリカなどの少年司法体系であった。しかし、日本は諸外国の少年司法のなかで最も参考とされた国であったが、台湾では少年犯罪に関する理念を高らかにうたう少年法ではなく少年事件処理法が公布された。

1960年代初めて台湾の感化教育は少年司法体系に取り込まれ、少年の将来に必要な教育機関として再出発した。少年輔育院の設置が先でその後少年司法が整備された。1950年、1960年代は台湾省社会処が少年の福祉を考えた感化教育を目指していたが、現在、少年輔育院は法務部の矯正署管轄下にあり、台湾省は管轄していない。戦後台湾では、各宗教団体、現在であればNGOに相当する団体が設置する公的補助を受ける感化教育機関に相当する施設がある。

1970年代以降の少年輔育院の運営・教育に関する指摘は別稿で記したい。

86. 典蔵号00502007917、会議番号005020079、首長会議、第79回、提案黄主席、「黄杰主席：省立進徳中学学生8人於五月九日發生極不名譽事端，甚至彰化県議會提出請省府將該校遷離該縣之議案，足見地方人士對此一事件不滿至何種程度，該校不得收容曾犯罪有案之學生，今後務必嚴格執行，教官及駐衛警不盡職責者，教育庁及警務処應即查明撤換，務使今後不得再有類似事實發生」、1967年5月22日。

87. 典蔵号00502008611、会議番号00502086、首長会議86回、提案黄主席、「黄杰主席：省立進徳中学創弁已逾3年，頗為社会所重視，該校校長教職員辛勤努力。惟此輩問題青年大抵無意深造，惟求學習一技之長，以求將來立足社会，為配合延長國民義務教育方案，該校可自五十七學年起改制為職業學校，(易校名)並附設實驗班，繼續訓練問題青年，俾仍不失該校創校之原意，希教育庁、人事処研弁」、1967年8月8日。

88. 典蔵号00502012808、会議番号005020128、首長会議、128回、省主席黄杰指示、「省立進徳實驗中學，前已有改為教師研習中心或教育学院之議。教育庁所擬具之『省立進徳中學改進計畫要點』，請秘書長召集教育庁、財政庁、主計処、警務処及該校校長等參酌中常會，及今後國民中學頑劣少年處理諸問題，一併研討」、1968年7月29日。

89. 梅佑義老師「白沙口述歷史」沈家康整理『白沙歷史地理學報』卷1、2006年4月、p.222。

本文中の（ママ）とは、資料を見る限り間違いがあると思われる個所に筆者が書いたものである。

#### 参考文献

- ・蔡坤湖『少年法立法原則之探討』国立台湾大学法律学研究所、1994年修士論文
- ・邱錦松『台湾社会変遷下之青少年法律』国防管理学院法律研究所、2000年修士論文
- ・金裕真『韓国與台湾感化教育之比較』静宜大学青少年兒童福利研究所、2007年修士論文
- ・游純彦『感化教育少年犯処遇之研究 犯罪社会学觀點の運用』佛光大学社会学系、2010年修士論文
- ・李清泉「保安処分執行法與有關保安処分法規之關係」『法務通訊』1932、1999年5月27日、第3－5版
- ・李清泉「感化教育執行之法規競合關係」『法務通訊』1962、1999年12月23日、pp.5 - 6
- ・李清泉「論保安処分処所之種類及隸屬視察」『法務通訊』1933、1999年6月3日、第2版
- ・趙「少年犯罪之原因與防治」『法令月刊』卷20、第4期、1969年4月、pp.3-4
- ・黒川慧「台湾の少年審判に関する法律」青少年問題研究会『青少年問題』第10巻第1号、1962年12月、pp.41-45

『台湾省立進徳実験中学教育実施報告』（出版年不明）、蔡玉真「進徳中学「紅極一時」尹行、王邦彦一清二楚」（『財訊』191、1998年2月、pp.142-143）はまだ手に入れていないので、今後参考にしたい。